

<別紙>添付資料

1. 岡崎直人理事の辞任についての質疑応答

社員：各事業は理事の間で分担してやっているものと思っていた。岡崎氏1人が責任を負うということか？

専務理事：問題となった事業について岡崎氏より理事会に報告があり、原因はどこにあったのかを理事会で話し合った。確認や時期をみるなど、損害を回避する機会はたくさんあったはずである。しかし、それを怠ったということである。岡崎氏個人の懈怠による責任は免れない。会長を交えて岡崎氏と話し合い、協会の損害については、岡崎氏から分割して払いたいという提案があった。岡崎氏は優秀な指導者であるから、今後も引き続き指導者として活動してもらい、その謝金の一部で順次返済するということにした。

社員：岡崎氏の名誉というのも考えるべきではないか。理事はボランティアとしてやっているのに、個人に責任を迫らせるのか？

議長：この事業は岡崎氏1人にしかわからないようになっていた。チェック機能が働かなかった。委員会を立ち上げたときに、他の委員も採用して職務をシェアすべきとの勧めにも応じなかったのは残念である。今後は体制を見直し、新しい委員会体制を作っていく。

社員：我々が投票して選んだ理事が欠けたのに、補充しなくてよいのか？

専務理事：補充しなくても法律上は問題ない。補充した方がよいというご意見があれば対応を考えたい。なお、岡崎氏のミスによって公認コーチ資格の取得を危ぶまれた者がいたが、事務局長とともに日体協と協議して対策を行い救済措置を受けることができた。他にもし迷惑を受けたという人がいれば、申し出てほしい。岡崎氏の担当業務については、東京都（丸山氏）の指導の下、事務局長、齊田の体制で当面は進めて行く予定である。

社員：理事会の中で岡崎氏がいなくても業務が運営できるということか？

専務理事：今の理事会で意見をもらい、難しいということであればまた考える。

社員：本件は、(このような総会前の話ではなく)総会の中で質疑すべき事項ではないか。先の会員の質問に対する会長の回答はまっとうであり、組織的に正しいと考えている。それぞれの事業の管理体制を組織として考え、同じ失敗を繰り返さないように理事会で審議していただきたい。

2. 第1号議案についての質疑応答

(1) 決算書について

社員：金額が増えた科目が多い。人件費、業務委託費が占める割合が高い。

<別紙>添付資料

当協会の会員は5000人程度であるが、このように人件費や業務委託費が多い団体が他にあるのか。これらを節約して押さえる方法はないのか？ 登録業務と委託しているというが、500万円くらいかかっている。5000人の登録に500万円もかけるのは、あまりにも無駄遣いではないか？ もっといろいろな方法を考えるべきであろう。

専務理事：無駄な経費を削減するのは当然である。委託費にかかっているのは登録業務だけではなく、試合のエントリーやランキングの整備なども含まれる。これらの業務を外注で行うのか、内部で行うのがよいのかは現在検討中である。もうしばらく待ってほしい。

議長：委託先（具体的にはCNC）への業務委託については、理事会でも同じような意見が出たが、議論の結果承認を得た。前執行部時代、委託できる部分は外注しようという話があった。それぞれの業務を軌道に乗せた上で、検討していきたい。

社員：管理費に含まれる事務局の人件費（給与手当）は、当協会のような小さな組織で払いすぎているのではないか？ 地方では、定年後の再雇用というのもあり、そういうのを活用してなるべく経費を抑えるようにすべきである。

専務理事：できるだけ押さえていくようにする。

社員：高校生まで本当に登録費は必要なのか？ 日本協会がお金が必要だというが、値上げした登録費がどういう使われ方をしているのかをわかりやすく説明してほしい。

専務理事：なぜ値上げしたのか、値上げした分はどう使っているのかについては、近日中に回答する。

(2) 監事報告書について

監事：監事二人で内容を監査した。監事報告書にあるとおり、監事として、公益法人の基準に則り、また、飯沼会計事務所の説明を受けながら、業務及び決算書をチェックした。その結果、将来的に改善すべき点はなくはないが、現時点で適正に処理されており、問題は無いものと考えている。また、この1年、全ての理事会に出席してきたが、理事会では必要な議論は行われている。今後も理事会のありようをモニタリングしていき、問題があれば報告したい。改善が進んでいるが、今後はさらに、日常の業務が効率的になるべきであり、月次の決算をしていくべきと考えている。収支のバランスが重要であり、まだまだ一年間の計画を立ててその通りに運営をするのは難しいが、リオの緊急、臨時的なものもある。これからはバランスのとれた運用をしてほしい。

<別紙>添付資料

社員：財産目録の未収金のうち2012年度の未収は問題ではないか。

監事：おっしゃるとおりであるが、これでも相当整理されてきている。

専務理事：この未収金は、個人の自己負担部分が未だに回収できていないというものなので、強化本部を通じて催促する。

社員：個人選手の未収金というのがあるが、これは本人が支払わないのか、それとも事務局の手違いで未収となっているのか？

事務局長：これは、事務局のミスで、最近発覚したものである。既に回収しているが、この決算書類は3月末時点のものなので、記載されることになった。

社員：個人の名誉に関わる。記載の方法を考えるべき。

事務局長：今後そうする。

社員：財務諸表に対する注記第10項に3000万円の誤謬というのがあるがどうということか？

監事：飯沼会計事務所が、前年度、借入金を広告費として処理してしまった。それを修正した。金額が大きいので、注記で説明するよう求めた。株式会社などであれば、このような場合、会計処理上は前年度決算の修正をすべきであるが、公益社団法人の場合には修正という制度がない。そこで、情報を開示して内閣府に説明することにした。この修正に伴い、消費税も修正することになった。

決議：賛成45（代理行使、書面決議17を含む。）で可決。

### 3. 第2号議案についての質疑応答

社員：誤字がある。総会運営規程の施行が4月24日とあるが、その根拠は何か、また、本日代理人の出席が拒否されたため、総会に出席できない会員（青森）が出た。それは問題ないのか？

専務理事：青森の正会員からは欠席の通知とともに書面決議が提出されているので、問題ない。委任状はなかった。

理事：総会運営規程は、法令や定款上、総会決議事項でもなく、理事会決議事項とも言い切れないので、理事会で定めた上で総会でご意見を伺うこととした。4月24日は理事会で決議したという意味である。

社員：理事会と総会のどちらで決めるのかの区別は何か？

理事：本件は、社員権行使に関わるものであることから、利害のある社員に意見を問うべく総会に諮る方がよいと考えた。

社員：正会員の利益に関わる場所であるので、この場で議論すべきである。この社員総会は株主総会とは違い、支部の代表としてきている。出席し

<別紙>添付資料

て議決するのが原則である。出席できない場合には書面決議とするというのは、定款に定めがある。他方、代理人選任については定款にない。支部の声を代理すべきであるので、白紙委任状を議長一任とする取扱いは無効とすべきである。議長一任は、本人の意思を表示していない。したがって、受任者は支部の会員か、他の正会員とすべきである。すなわち、正会員は支部の代表と考えていくべきである。

社員：総会運営規程で杓子定規に決めるのはおかしい。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律35条2項は、理事会設置法人においては、社員総会は法令・定款で定められた事項のみを決議するとあるのは理解している。定款の変更も提案したい。まず、定款19条を変えて、議長を社員の中から選出するというようにすべきである。内閣府が出している定款案(モデル定款)では、議長を代表理事にするという雛形もあるが、社員から選出するという案もある。

社員：総会運営規程3条(3)と(4)には反対したい。実際の出席者が20人しかないのに、書面決議で議案が成立するのはおかしい。出席して意見を述べてもらうよう努力すべきではないか。また、先の会員から出た議長の話については、議事の運営が偏ってはならないので、会長でなくてもよい。なお、今回の総会の招集通知が正式に届いたのは6月6日であった。そのため、支部で理事会を招集して議案について議論する時間がなかった。重要な決議事項がある場合にはもっと早く届いてしかるべき。定款では、総会の2週間前までに通知を発するとなっているが、もっと早く発送するか、少なくともメールで先に知らせるなどの方策をとってほしい。

社員：総会に出られないなら出られる人を出してください、というのは雰囲気も大切だが、協会がいくら一生懸命やっても正会員が出なければ意味がない。支部で総会に出られる人を選ぶことも必要である。

専務理事：総会をよくしたいのはもちろんであり、みなさんに出席していただきたい。理事会からの資料を先に提示し、質問や意見があれば出してもらいたいという形にもしている。支部から提言してもらいたい。

理事：代理人について補足説明すると、法律上代理人についての制限はない。株式会社などではよく代理人の資格を株主に限るとする運用を行っているが、それは、代理人として総会屋(反社会的勢力)が入り込んでくるのを防止する趣旨である。しかし、本総会の会員の方たちがそのような者を代理人とするはずがないので、敢えて、総会運営規程では代理人資格を制限しなかった。

専務理事：ちなみに、本日議長一任をしている正会員は2名しかいない。

<別紙>添付資料

社員：昔に比べると総会は良くなっている。各支部の代表が多く来られるとよいが、登録人数が10人程度しかいない支部は来られない。これが根本的な問題である。総会運営規程16条では傍聴が定められているが、前もって告知していれば来るかもしれない。

社員：16条1項の「社員」は「登録会員」にすべきである。

社員：現在総会出席は正会員のポケットマネーであるが、総会から補助はないのか？ また、正会員の途中交代は可能か？

専務理事：総会出席は、各支部への登録費還付金で賄っていただくよう考えていた。今後補助できるかどうかは検討する。また、正会員の途中交代については、調べて回答する。

理事：誤記の訂正は一任いただきたい。

社員：4条(6)と(8)も省くことを検討してもらいたい。白紙委任をどうするかといった問題を詰めてから決めるべきではないか。

議長：まず、この総会運営規程の賛否を問い、その上で改定を議論したい。誤記は理事会一任で訂正する。

社員：2条1項で執行部の参加も確認してほしい。

議長：3条、4条、16条等も含め、改善策を検討していく。

決議：賛成36（代理行使、書面決議19を含む。）で可決。

#### 4. 第4号議案及び第5号議案についての質疑応答

議案提出者である東京都フェンシング協会会長より議案の説明。

議案提出者：国体を有意義にしていきたい。昨年アンケートも実施したが、意味がなかった。そこで、議案のとおり提案する。

社員：大会には大会の目的や趣旨がある。国体は、「広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。」という目的のものである。チャンピオンを決めることも重要だが、地方スポーツの振興ということも考えて検討すべきではないか。

理事：ストレート種目は可能であるが、他の種目は参加人数が少ないので無理ではないか？

議案提出者：何人以上であれば成立するのか調べてもらいたい。

社員：日程はどうなるのか？

議案提出者：日程は今と変わらない。

社員：大きな変革になるのではないか。いきなり変えるには時間がない。

<別紙>添付資料

もう少し継続的に検討すべきではないか。ここで決まっても困る。

議案提出者：ここで賛否を問うつもりはない。継続して審議してもらいたい。

理事：前回アンケート等で3年かかった。改革の方向で考えることにしたい。

社員：大会は歴史の中でやってきたのだから、さすが国体と言われるのはどういふ大会かを考えるべき。普及委員会が地方を回って普及を考える機会となる。

社員：継続審議は賛成である。

専務理事：この議案は、総会の資料を送って意見を募ったときに出てきたものである。理事会で内容は精査していない。前回アンケートが遅かった等迷惑をかけた点はお詫びする。

議長：改革案は提案として日本協会としてプロジェクトを立ち上げて審議していきたい。

社員：トッププレーヤーが出ないというのは、出るようにするにはどうすればよいか、出られない合理的な理由は何かを考え、いつやればよりよい日程なのかも併せて検討していただきたい。一部の理事も現場に行って意見をもらって話をしている。プロジェクトでなくとも継続的に考えていただきたい。少しでも選手を出したいのは当然であるが、3種目出すとなると、経験したことのない先生はどうやって教えるのかという問題がある。条件のいいところだけが出ることになる。今の大会の良いところもみて、見極めていった方が良いのではないか。乱暴なやり方をしないで、国体については慎重にやってもらいたい。

社員：個人戦で点数が低くなるのは賛成できない。どういう風なやり方をするのかイメージがわからない。団体だと盛り上がる、応援するというのもある。

議長：発案者とのコミュニケーション不足で、本件を議案の提案という扱いにした。ここで一旦決を採り、継続審議ということにしたい。提案の1つとして理事会で検討していきたい。

決議：賛成14（代理行使、書面決議13を含む。）で否決。

## 5. 報告事項

### (1) 九州フェンシング協会からの要望について

議長：国体は8月中旬から下旬に開催されるが、選手が熱中症になる虞があるので、九州ブロック大会の会場の温度設定をしてほしいとの要望があった。そこで、28度以下に調整することを義務づけ、空調設備の完備された場所設定にしてもらいたい。

<別紙>添付資料

専務理事：他の地域の支部にも共有してもらいたい。

(2) 登録規程について

社員：6月30日までに登録しないと1000円払わなければならないが、病気で一時退いてまた登録するといったケースもある。登録はいつでもできるようにしてもらいたい。

専務理事：6月30日までにというのは継続の人のみであり、新規の人はいつでも登録できる。登録規程は既に施行されており、登録も早くなっている。支部にも早く還元できる。

社員：1人でも登録会員を増やしたい。期限を過ぎても登録してくださいというのが筋ではないか。ペナルティを科すのはおかしい。昨年6月にも登録規程については質問をした。そのときも内容を検討しましょうということであったが、若干修正されただけである。それから、登録規程8条1項は罰則を定めているが、地方で大会を手伝ってくれている人もいる。そういう人も登録が必要なのか？ 別紙で支部に関しては「会長、副会長、理事長」が役員であるとされているが、どういう関係になるのか？

理事：8条は、登録が必要なのに登録していない人に対する罰則である。したがって、登録が必要でない人にはかからない。別紙の人が登録しないで大会運営はできないということである。

6. その他

社員：理事会の議事録を適正に開示してほしい。登録料については、普及委員会において、会費がネックになって正式な登録がされないということがあれば会費を考えてもらいたい。6月30日の時点で去年より増えていればよいが。なお、岡崎理事の件は、原因もふまえ、再発防止のためのチェック体制をとってもらいたい。